

松田町勤労者住宅資金利子補助制度

松田町に居住する勤労者が、対象となる金融機関から自己の居住するための住宅の新築、購入または増改築に関する資金の融資を受けた場合、予算の範囲内において支払い利子の一部を補助します。

交付対象の要件

- 対象となる金融機関から自己の居住のため、住宅の新築・購入・増改築に関する資金の融資を受けていること。
- 申請時において松田町内に居住していること。
- 対象の住宅に10年以上居住すること。
- 事業所に雇用され、その賃金により生活していること。
- 町税及び使用料等に滞納がないこと。



対象となる金融機関

- 本店、支店又は出張所が神奈川県内に所在する金融機関
※令和3年から、対象となる金融機関を増やしました。



補助額・期間

- 当初借入金の $0.2\% \times \text{利子償還月数} \div 12 \text{ カ月}$ (100円未満切り捨て)
※当初借入金の対象は50万円以上3,000万円まで
※複数名で融資を受けている場合は融資の名義ごとに申請が可能ですが、全員の合計額を当初借入金(上限3,000万円)とします。

例) 当初借入金が3,000万円で、12カ月分返済済みの場合
 $3,000 \text{ 万円} \times 0.2\% \times \text{利子償還月数} \div 12 \text{ カ月}$ (100円未満切り捨て)
= 60,000円 (1年間の補助額)

- 補助期間 当初借入金の利子の返済開始月から起算して36カ月以内
※補助期間となる36カ月の期間内は、毎年申請が必要です。

申請受付時期

- 毎年1月に前年中（1月～12月）の返済分の申請が必要となります。
※1月に申請を行わなかった場合、前年中の利子補助は受けられませんので、申請を忘れないようにご注意ください。

手続きの流れ

- ①申請（毎年1月）⇒②審査 ⇒③交付決定 ⇒④請求⇒⑤交付（振込）

申請に必要な書類

※複数名で融資を受けている場合は、融資の名義ごとに申請が必要です。

- 勤労者住宅資金利子補助金交付申請書（様式第1号）**（毎年提出）

※松田町ホームページからダウンロードできます。本申請書に勤務先及び融資機関の証明を受け、下記の必要書類と一緒に提出してください。

(<https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/9/sangyo.html>)



- 登記簿謄本の写し（1年目のみ）**
- 工事請負契約書・建物売買契約書等、住宅の契約が分かる書類の写し（1年目のみ）**

問合せ・申請先

松田町役場 観光経済課 商工農林係
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
Tel 0465-83-1228(直通)
Fax 0465-83-5031
E-mail shoukou@town.matsuda.kanagawa.jp